

一般社団法人日本私立看護系大学協会基金取扱い規程

(総則)

第1条 一般社団法人日本私立看護系大学協会（以下「本法人」という。）定款第46条に定める基金の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(使用目的)

第2条 本法人基金は、定款第3条に定める本法人の事業を実施するために、その全部または一部を取り崩すことができる。

2 前項に基づく基金の全部または一部の取り崩しは、収支予算に基づいて、社員総会の承認を得て行うものとする。

(基金の募集および拠出者の権利)

第3条 本法人は、基金を引き受ける者を募集することができる。

2 基金の募集等の手続については、理事会の決議により定めるものとする。

3 本法人は基金の拠出者との合意の定めるところに従い、その拠出者に対して、拠出した財産の価額に相当する金銭を返還しなければならない。但し、毎事業年度末における返還限度額の範囲内で行うものとし、その拠出額を超えて返還しない。

4 基金の返還に係る債権には、利息は付さない。

5 基金の拠出者は、定款第57条による解散のときまでその返還を請求することができない。

(基金の管理及び運用)

第4条 この基金は、会長が管理、運用する。

2 この基金の資産のうち、金銭は次の各号に掲げる方法により、安全かつ有利な運用を行うものとする。

- (1) 確実な金融機関の預金、貯金
- (2) 公債（国債又は地方債）
- (3) 社債（電力債、一般事業債、転換社債等）
- (4) 金融債
- (5) 投資信託
- (6) 外国債券

(基金の返還手続)

第5条 基金の返還を行う場合においては、その返還される基金に相当する金銭を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については取崩しを行わないものとする。

(報告)

第6条 予算に基づき支出された基金の使用実績および基金の財務状況については、収支決算に基づいて、社員総会へ報告し、承認を得るものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年3月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年11月23日から施行する。